

平成30年

第11回大磯町農業委員会総会会議録

日時 平成30年10月25日 午後1時30分から
場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番	西 方 敬	9番	竹 内 浩
2番	柳 田 三千夫	10番	近 藤 剛 司
3番	二 宮 賢 一	11番	鈴 木 洋 有
5番	野 崎 健 一	12番	石 井 雅 浩
6番	今 井 正	13番	安 池 雅 美
7番	福 島 啓	15番	青 木 貞 治
8番	吉 川 京 男	16番	戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

5番 野 崎 健 一

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 松尾 明美

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので平成30年第11回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、野崎委員より所用で遅れて来るとの旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、6番今井正委員と7番福島啓委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、現地確認を行った野崎委員が所用で遅れてきますので報告事項の後で審議します。

まずは、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書2ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから4ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 現況が既に住宅となっているが転用目的が住宅敷地でよいのか。

書記 過去に転用届を提出し、宅地として登記する際に地目を変更せずに住宅を建ててしまっている例が多くあります。今回のような場合、地目を正しく登記するためには、住宅が建っていても再度届出をしていただくか受理事実証明書を申請していただく必要があります。

議長 よろしいですか。他にございませんか。他に質疑がないようですので、以上で報告第1号1番から3番を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に意見がないようですので、以上で報告第2号1番を終わります。

議長 それでは、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第27号1番を朗読・説明》

書記 議案第27号1番は、県道63号線において上水道管布設工事に伴う仮設資材置場として農地の一部を一時転用するもので、転用期間が3ヶ月の賃貸借となります。申請地は、農業振興地域の農振農用地の畑ですが、上水道管が埋設されているのが

県道63号線の下り車線（大磯方面）沿いであること、また、重機2台と水道管を仮置きするために平坦かつ必要とされる広さが確保されること、更にガードレール等がなく重機の出入口が確保できることなどの要件を満たす土地は申請地しかありませんでした。

利用計画は、当該農地の資材置場として使用する範囲を杭打ちしてロープ柵で囲い、整地した後、出入口付近のみ補強用に鉄板を2枚敷して、雨水排水処理や重機の排気ガス対策などに関しては隣接農地に影響を及ぼさないような被害防除計画となっています。

また、工事終了後は速やかに杭とロープ柵及び鉄板を撤去して耕耘をかけて農地に復元することになっています。

なお、10月15日に寺坂地区担当の野崎委員と戸塚会長及び事務局1名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第27号1番につきましては現地調査をお願いした、寺坂地区担当の野崎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（野崎） 5番野崎です。議案第27号1番の農地について、10月15日に戸塚会長と私及び事務局1名で現地確認を行いました。県道沿いの農地の一部を仮設資材置場として一時転用することですが、農地をそのまま使用する計画ですので当該農地及び周辺農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。当該農地や隣接農地には影響はないとのことですが。

ただ今の議案第27号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 一時転用とはどういう転用が説明してください。

書記 一時転用とは、農地を一定期間だけ他の用途に使用して、許可期間終了までに農地復元することをいいます。例えば、工事のための仮設資材置場や仮設駐車場がこれに該当し、工事が終わったら速やかに元の農地に戻すことが許可要件となっています。

また、農地造成を行い水田に盛り土して畑に変える場合についても一時転用に該当します。これは造成を行っている間は一時的に営農ができない状態となることから一時転用と見なされるからです。

なお、一時転用の期間は営農活動に支障のない最短の日数とされ、最長でも3年間とされています。3年を超えて利用する場合は、一旦、農地復元をした後、再度許可を取る必要があります。

委員 太陽光発電施設への転用はどうなりますか。また、現存のビニールハウスの屋根部

分に太陽光発電パネルを設置する場合はどうなりますか。

書記 農地に太陽光発電施設を設置して営農を止めてしまうのは永久転用に該当しますが、太陽光パネルを支柱等で設置し、その下の農地で営農を継続する場合は「ソーラーシェアリング」と言い、一時転用に該当します。当初の許可期間は3年で農地復元をせずに更新が可能でしたが、法改正により許可期間が10年間に引き上げられています。

また、ビニールハウスの上にソーラーパネルを設置する場合は、そもそもビニールハウス自体が転用に該当しませんので一時転用には該当しません。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第27号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第27号1番は原案とおりに許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年第11回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時13分)